

# 令和6年度男性の育児休業等取得促進事業 仕様書

## 1 業務の名称

令和6年度男性の育児休業等取得促進事業

## 2 業務の目的

男女ともに仕事と育児・家事の両立可能な社会の実現に向け、男性の育児休業の取得促進や子育てのための休暇制度の創設等、子育てしやすい職場環境づくりを促進する。

## 3 業務の内容

県内企業の経営者や管理職の意識改革を図るため、男性の育児休業取得等を促進するためのセミナーの開催やPR動画を制作する。

### (1) セミナーの開催

#### ア 対象

企業の経営者、管理職、人事労務担当者等

#### イ 実施方法、回数、定員等

実施方法：集合型とオンライン併用 1回

定員：現地参加30名程度（オンライン人数制限なし）

実施時期：11月中（県が設定する「こどもや子育てにやさしい休み方改革月間」）

#### ウ 内容（仮）

##### ①講座

テーマ：男性の育児休業取得や子育てのための休暇取得を企業内で定着させるためには

##### ②県や企業の取組紹介

県の男性育休取得促進のための奨励金制度、男性の育児休業100%の企業の取組内容、「やまぐちイクボス表彰」受賞者の取組内容等を紹介

### (2) PR動画の制作

#### ア 知事出演動画

##### ①趣旨・内容

「やまぐち“とも×いく”共同アピール」(R6.2.13)の取組内容を企業等へ働きかけ、県内全域で“とも×いく”が当たり前となる機運の醸成を図るため、発信力のある知事が男性育休等の取得を働きかける動画を制作し、広報する。

##### ②制作物

3分程度 1本

15秒程度（TVCM用）1本

### ③広報

県内全域における企業の経営者・管理職・人事労務担当者に幅広く情報が届くよう、県特設サイト「やまぐち働き方改革優良企業ポータルサイト (<https://hatarakikata-yamaguchi.jp/>)」への掲載や、WEB 広告等の実施等により、効果的な広報を行う。

(例：テレビ CM、YouTube インストリーム広告、ノベルティグッズ作成 等)

### ④留意事項

動画作成については以下のスケジュールを厳守すること。

- ・ 10 月中旬までに制作完了
- ・ 11 月（こどもや子育てにやさしい休み方改革月間）に動画公開  
なお、同期間中に TVCM を集中的に実施すること。

## イ 企業紹介動画

### ①趣旨・内容

県が開催する「こどもや子育てにやさしい休み方改革企業取組コンテスト」の最優秀賞を受賞した企業における子育て参加のための休暇制度や従業員への休暇取得促進の取組等を紹介する動画を制作し、県内企業への横展開を図る。

### ②制作物

3 分程度 1 本

### ③広報

「3（2）ア③広報」と同じ。

### ④留意事項

動画制作については以下のスケジュールを厳守すること。

- ・ 県が 9 月頃に最優秀企業を決定
- ・ 10 月頃から企業と交渉のうえ動画制作を開始し、1 月下旬までに制作完了
- ・ 2 月中旬に開催する県イベント「働き方改革シンポジウム」にて作成動画を放映（同日公開）

### 【参考】作成動画について

- ・ 本事業の目的に沿った動画を制作する。
- ・ WMV 及び m p 4 形式で、アスペクト比 1 6 : 9 のフル HD とする。
- ・ m p 4 形式については、Y o u T u b e にアップロード可能で、テロップを含めた画像や音声鮮明に視聴できるようにする。
- ・ 映像中の会話等に対して、字幕を付して制作する。（ポイントで可）
- ・ 映像右上部に「山口県」と表記するなど、山口県が製作したことを認識できるように制作する。

- ・納品は、WMV及びmp4形式をDVDに収録し、原版1枚、複製1枚とする。
- ・「3（2）イ企業紹介動画」における企業との交渉について県と協議の上、出演者、協力者等に交渉を行うものとする。また、出演者、協力者等の肖像権、及び、音楽の著作権等に関する調整を行い、配信しようとする媒体や県ホームページ、YouTubeなどの媒体で配信することの同意を得るとともに、必要に応じ、委託料の範囲で料金を支払うものとする。

#### 4 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

#### 5 委託料の返還

委託者は、受託者が事業の実施に当たり本仕様書に反した場合には、受託者に委託契約額の一部又は全部を返還させることができるものとする。

#### 6 その他

##### （1）個人情報の取扱い

受託者は、この業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならないものとする。

##### （2）著作権の取扱い

成果品の著作権は、委託者である県に帰属するものとし、受託者は、著作権者人格権を行使しないものとする。

##### （3）仕様書の変更等

本仕様書の記載事項を変更する必要があるときは、委託者と受託者との協議により定めるものとする。

#### 7 疑義

本仕様書に関して疑義の生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、すべて委託者と受託者が協議の上、これを解決するものとする。

以上